

---

## 「少年事件における家庭裁判所の役割」

---

東京家庭裁判所少年部所長代行者（判事） 野原俊郎

家庭裁判所は、昭和22年（1947年）5月に施行された日本国憲法の理念に沿って、家庭の平和と少年の健全育成を図ることを目的に、「家庭に光を 少年に愛を」の標語の下、家庭に関する事件を総合的・専門的に扱う裁判所として、昭和24年（1949年）1月に設置され、今年で75年を迎えます。現行少年法も、日本国憲法ができたことに伴い、大正時代に制定された旧少年法が改正され、家庭裁判所と共に歩み始めました。現在まで数次の改正を重ねながらも、教育主義の基本理念を維持しています。そのため、家庭裁判所では、他の裁判所とは異なり、法律的な判断だけでなく、心理学、社会学、教育学等の行動科学の知見も取り入れて事件を解決することとされ、裁判官や裁判所書記官のほかに、行動科学の専門家である家庭裁判所調査官が置かれ、事件の調査や人間関係の調整を担っています。「地方裁判所を『正義の裁判所』とすれば、家庭裁判所は『愛の裁判所』である」ともいえます。

少年事件について見ると、我が国では少子化が進み、事件数こそ一昔前と比べると減少していますが、社会情勢等の変化に伴い、家庭の在り様や少年非行の特徴も大きく変わってきています。最近では、凶悪事件は減っている反面、家庭や周囲からは「普通の少年」と見られていた少年が、SNSを介し、闇バイトとして紹介された特殊詐欺事件に関わったり、性的な非行に及んだりする事案が目立つようになってきました。また、資質面に問題があったり、家庭内で虐待を受けてきたりし、少年本人だけでは解決することが困難な複雑な課題を抱える少年も少なくありません。

家庭裁判所では、少年が再非行に至らないようにするには何がより良い処分かという観点から、単に審判をするだけでなく、調査や審判の過程を通じ、特別養護老人ホームでの奉仕活動、地域美化（公園清掃）の社会奉仕活動等を体験させたり、学生ボランティアの協力を得てSNSの危険性につき学習をさせたりするほか、心理テストを活用して自己理解を深めさせるなど、様々な教育的な働き掛けを講じながら事件を解決しています。このような教育的な働き掛けについても、家庭裁判所が社会から期待される役割を十分に果たしていけるよう、時代の変化に応じ、柔軟に

見直しを続けていく必要があると考えています。